

木造住宅の除却を補助します！

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、除却に要する費用の一部を補助する制度です。

●補助対象となる住宅● 次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 3階建て以下の木造で、在来軸組工法又は伝統的構法、枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て住宅
(併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの)
- (2) 敦賀市木造住宅耐震診断等促進事業による耐震診断の結果、診断評点が1.0未満又は伝統耐震診断の結果、評価指数が30を超えると判定された住宅
- (3) 過去にこの事業の補助を受けて、耐震改修又は耐震シェルター設置を行っていない住宅

●申込できる方● 次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 上記の木造住宅の個人所有者で、当該住宅に自ら居住している方
- (2) 敦賀市税の滞納のない方
- (3) 国又は地方公共団体等の他の補助事業の補助金等の交付を受けていない方
ただし、補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分できる場合を除く。

木造住宅の除却工事

[補助金額] **最大30万円 (対象工事費の23%以内)**

※対象工事費は消費税を除きます。

[対象となる工事]

補助対象となる木造住宅をすべて除却する工事

申込方法

敦賀市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書を住宅政策課へ提出してください。

※申請書は、住宅政策課でお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

受付期間

4月28日(火曜日)から受付開始 ※先着順

午前8時30分～午後5時15分

予算に達し次第受付終了



注意事項

○除却工事の請負契約の締結は、市から補助金交付決定通知書を受け取るまでは行わないでください。

○除却工事は、令和9年2月28日までに完了していただく必要があります。

○除却工事完了後に、完了実績報告書を提出していただく必要があります。

お問合せ先

敦賀市建設部住宅政策課 住宅政策係

敦賀市中央町2丁目1番1号(市役所3階)

電話番号 0770-22-8141

